

第3回鹿児島地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年12月6日（月）午後1時30分から同4時00分まで

2 場 所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）江藤 孝，佐藤武彦（委員長），田原秀子，たもつゆかり，豊重哲郎，
平田 豊，堀之内孝子，野田健太郎

（庶務）中島慶人事務局長，千住敏彦総務課長，矢神清朗総務課課長補佐

（オブザーバー）中島文生民事首席書記官，山村秀之刑事首席書記官，
尾上高行鹿児島簡易裁判所庶務課長

4 議事

- ・ 佐藤委員長あいさつ
- ・ 中島事務局長による議事テーマに関する説明（鹿児島地方裁判所における実情並びに配布資料説明）
- ・ 討議
別紙のとおり（○委員長，■A～H委員，▲庶務，◇オブザーバー）
- ・ 次回期日
平成17年6月6日（月）午後1時30分から午後4時まで
- ・ 次回テーマ
ア 離島，遠隔地における裁判事務の在り方について
イ 裁判員制度について

(別紙)

1 裁判所の窓口相談の充実について—特に簡易裁判所の窓口相談— (資料 2 関係)

■ G 以前は簡易裁判所には受付カウンターもなく、そのころと比較すると、簡易裁判所は全体的に利用しやすくなったと感じています。簡易裁判所の利便性も高まってきていると思いますが、簡易裁判所を利用したいと考えている人は、まずどこを訪ねて行くことになりますか。

▲ 1階総合案内所に守衛がいますので、まず、そこを訪ねて行き先を尋ねたり、また、総合案内所には案内板も設置されていますので、それを見て簡易裁判所に訪ねていくことになるかと思います。また、簡易裁判所は正面玄関入ってすぐ左手にあり、出入口もガラス張りになっていますので、直接訪ねていく人もいるのではないかと思います。

■ F 相談は受付カウンターで行っているとのことですが、相談者のプライバシー保護の点を考えると、カウンターでの相談ではなくて、個室での相談を希望する人もいるのではありませんか。また、相談時間は15分から20分のことですが、20分の相談で市民の皆さんは満足しているのでしょうか。

◇ 相談者の中には、プライバシー保護に配慮する必要がある場合など、個室での相談を希望する方もいますし、相談担当者から、相談内容によっては、相談者に対して個室で相談を受けましょうかと勧めることもあります。そのような場合は、個室を使用することになりますが、その希望が重なるということは希にあります。相談用個室は現在1室しかありませんので、希望が重なる場合は、待っていただくことになりますが、相談者から個室を増やした方がいいのではないかという要望は今のところありません。

相談時間については、ご指摘のとおり20分で相談者の話を全て聞くこと

ができるのかという疑問は残ります。ただ、相談者も非常に多いですから、一人あたりの相談時間はどうしても限られてしまいます。基本的には、この限られた時間で、①だれとだれの間でどのような紛争があるのか、②その紛争をどのように解決したいのかという骨子を聞いた上で、解決のためにどのような手続を利用してもらうのがベストなのかということを考えて、相談に応じています。

■ F その日に相談に来た人は、すべてその日のうちに相談を終えることができますか。

◇ 待ってもらうこともあります。その日のうちに相談は終わります。

■ A 私は大学で相談を受けることがありますが、20分で相談を終わらせることはありません。20分というのは驚異的な時間だと思います。訴訟社会になった現在においては、相談制度を確立して、相談時間を増やし、話をじっくり聞いて相談者に満足してもらい、自己解決で終わらせるというのも一つの解決方法だと思います。

■ E 確かに、20分で足りるのかというのは問題があるとしても、持ち込まれる相談の中には、法律的にも難しい相談があります。そういう相談の場合に裁判所側で、ある一定の結論を出して納得して帰ってもらうというのは、法律相談であればその人の立場に立ってアドバイスができるとしても、裁判所の場合は中立公正な立場にありますから、難しいのではないかと思います。裁判所の相談では、道案内的な役割を果たすのがベストの方法であって、最終的な結論を裁判所の相談の中で出すのはいろいろと問題があると思います。

■ A 裁判所の相談が道案内役、手続相談ということであれば、裁判所における相談の限界をあらかじめ周知しておく必要があると思います。

◇ 手続相談であることは相談の冒頭で説明しています。法律相談を求められた場合は、弁護士等の法律専門家に相談すれば、相談に乗ってくれると説明していますし、弁護士を紹介してほしいと言われる場合は、県弁護士会を紹

介しています。

- G 裁判所で勧められて、弁護士会の法律相談を利用する人もいます。
- C どちらでも話を聞いてほしいというときに、裁判所でどこかを紹介して、訪ねてもらったりするなど、弁護士会だけではなく、県の機関等と連携を図る必要もあるのではないのでしょうか。将来的には、裁判所にフェミニスカウンセラー等の専門家を置いて、そういう専門家につないでいくというのはどうでしょうか。
- D 市町村では、委嘱した民間の相談員がいますし、また弁護士による無料法律相談を行っているようですが、裁判所からそういう場所につなぐということをやっていますか。また、調停委員制度を充実させて、調停委員をスタンバイしておくことで、裁判所の相談担当者の負担を軽減することができるのではないのでしょうか。
- G 弁護士会では、市町村との連携を図り、相談を相当数受け入れています。弁護士が常駐しているわけではありませんが、弁護士を必要とする相談は、弁護士が来たときに対応できるようになっています。
- B 相談の種類ごとに相談曜日を定めるといえるようにすれば、負担も軽減できるのではないのでしょうか。
- C 多様化、複雑化している社会においては、市町村が相談業務をやっていく必要性は高いと思います。しかし、市町村における相談業務が機能しているの不安です。市町村から裁判所に相談の内容について問い合わせがくることがありますか。
- ◇ 市町村からの問い合わせはありません。
- これからは、市町村が受けた相談を裁判所でも引き続き相談できるというようなアクセスができるものと思います。市町村が相談を受けた際に、市民に裁判所で行っている相談業務を教えてあげて、裁判所の活用を求めている人がストレートに流れるようにしたいと考えています。

◇ 破産事件においては、消費生活センターで相談を受けて、破産係に破産申立書等を取りにくる人が多いようです。裁判所では、消費生活センターに破産係及び調停係の書記官を講師として派遣して、多重債務の手續について説明したところでは。

■ E 裁判所の中にも、簡易裁判所だけではなく、いろいろな相談窓口があって、それを有機的に連携付けることも今後の課題だと思います。窓口によっては必ずしも20分で相談を終えるというわけではなく、かなり踏み込んだ相談をする場合もあります。

裁判所は講師派遣を行う形で、市町村と連携を図っていますが、相談業務における裁判所の窓口と市町村の窓口の連携は図られていないというのが現状だと言えます。今後は窓口と窓口の連携を図っていくことが課題だと思います。

2 インターネットの利用による申立てなどについて（資料3関係）

■ G 電話ファクスによるサービスコード表がインターネットで紹介されていますが、相談内容ごとのコードは説明されているものの、何番に電話を掛けてこうやったらサービスを受けられますという説明がないので、そのような説明を入れた方がいいと思います。

▲ その点については、検討したいと思います。

■ D 不動産競売について、入札もインターネットを使って利用できるのですか。

■ E 将来的にはどうなるか分かりませんが、入札については裁判所に書面を提出してもらう必要があります。

○ 技術的な問題もあって、インターネットが普及しているとはいえ、裁判所のIT化はまだまだ不十分だと思います。しかし、将来的には裁判手續の様々な場面でシステムを取り入れて、国民にとってより利用しやすいものに進んでいくのではないかと思います。

3 総合案内所、案内人、案内板などの充実について（資料4関係）

- A 市民にとっては裁判所に行くだけで緊張しますから、総合案内所には話しやすい人を配置すべきではないでしょうか。
- F テレビ局では、女性が案内役を務めるとともにガード役として男性が案内所にいます。
- G 総合案内所は、もっと大きく目立つところに置いた方がいいと思います。
- A 同じく庁舎案内板ももっと大きくした方がいいと思います。
- C 案内所には来庁者が多く訪ねてきますから、裁判所で取り扱うすべてのことを案内できないと総合案内所にはなりません。総合案内所ですべてが分かるという態勢を組む必要があります。
- A 職員は、庁内をうろうろしている人に対して、「どこですか。」と声を掛けることができなければならないし、また、案内所はどこにいけばいいのか即答できる人でなければいけないと思います。
- D 外国人が来庁した場合は、どのように対応していますか。国際化も進んでいます。そろそろ外国語に堪能な者を職員として採用すべきかもしれません。また、案内板も外国語を併記した方がいいと思います。
- ▲ 外国人の来庁ですが、約2年前来庁したことがあり、その際は職員が対応しました。
- C 以前、セクハラに関する事件記録を閲覧した人から、対応した職員にもう少し柔らかい対応をしてほしかったと聞いたことがあります。つまり、誰がその人に向き合ったかによって、裁判所のイメージも変わります。開かれた裁判所になるためには、一人一人の職員がそういう意識を持つべきだと思います。
- F 裁判所に呼ばれて、ただでさえ気が滅入っているところに、待合室が暗くて狭く、ますます滅入ってしまったという話も聞いたことがあります。

- ▲ 確かにこれまでは待合室には何も置かれていませんでしたが、最近では来庁者の気持ちを少しでも和らげてもらえるように、絵画や植物を置くようにしています。
- G 待合室は窓がないため、閉塞感を感じる場合があります。
- C 来庁者がコーヒーでも飲めるようなカフェテリアでもあれば、気分的にも違うのではないのでしょうか。
- C 裁判所の職員が作り出す空気が大切だと思います。裁判所の職員が持っている空気が裁判所のイメージを変えていきます。裁判所では、離婚等を取り扱っていることもありますが、負のイメージが積み重なった空気ができていると思います。女性にとって、そのような裁判所の空気はいたたまれないものです。裁判所を取り巻く空気がそうである限り、開かれた裁判所になるのは難しいのではないのでしょうか。
- 職員の接遇については、今後職員に対する研修等を行って職員の意識を変えていかなければならないと思っています。
- ▲ これまでも新規採用職員や中堅職員を対象に接遇研修を多々行っていますが、今後とも取り組んでいきたいと思っています。

4 離島、遠隔地における裁判事務の在り方について（資料4関係）

第4回地方裁判所委員会で継続討議することとした。